

広野町防災士資格取得補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の防災意識の高揚を図り、地域防災の担い手となる防災士の育成を促進し、地域防災力の向上に寄与するため、防災士の資格を取得する者に対し、予算の範囲内で、広野町防災士資格取得補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、広野町補助金等の交付等に関する規則（昭和61年広野町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防災士 認定特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「日本防災士機構」という。）の認定登録を受けた者をいう。
- (2) 防災士研修講座 日本防災士機構が定める研修カリキュラムに基づく防災士研修講座をいう。
- (3) 防災士研修機関 日本防災士機構が認証した研修機関であって、防災士研修講座を行っているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 申請日において、町の住民基本台帳に登録されている者
- (2) 防災士研修講座を受講し、防災士の資格を取得した者
- (3) 地域における防災の担い手として防災活動に参加する意思のある者
- (4) 防災士の資格を有する旨の情報を町から消防本部、消防団、自主防災組織等に提供することに同意する者
- (5) 町税等の滞納がない者

2 前項の規定にかかわらず、町長が特に必要と認めた者を対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災士研修機関が実施する防災士研修講座の受講料
- (2) 防災士資格取得試験受講料

(3) 防災士資格認証登録料

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する対象経費の2分の1の額とする。ただし、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、広野町防災士資格取得補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状及び防災士証の写し
- (2) 第4条各号に掲げる経費の支払いを証する書類の写し
- (3) 運転免許証その他の住所及び氏名が確認できる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、その他町長が必要と認める書類

2 前項の交付申請書の提出期限は、防災士の認証登録を受けた日の属する年度の3月31日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたるときは、それらの日の前日）までとする。

3 第1項の規定による申請は、1人につき1回限りとする。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条の補助金の交付申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、補助金の交付の可否を決定したときは、広野町防災士資格取得補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに申請者に対し、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 町長は、補助を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消し、又はすでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したと認められるとき
- (3) 前号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき

(協力依頼)

第9条 町長は、必要と認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し、防災に関する町の

活動に対して協力を求めることができる。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。